

# ヘルスケアデータ連携システム研究公募実施要領

ヘルスケアデータ連携システム研究公募実施要領は、神戸市が運営するヘルスケアデータ連携システム（以下「本システム」という。）からデータを提供する研究候補を決定するための公募手続き等を示したものである。

## 1. 本システム概要及び目的

### (1) 本システムの概要

本市では、科学的根拠に基づく保健事業の推進による市民サービスの向上を目指し、医療・介護のレセプトデータや健診データを連結・匿名化した「ヘルスケアデータ連携システム」を運用している。

#### 【本システムに含まれるデータ概要】

- ・医療レセプトデータ（国保・後期高齢者・生活保護）
- ・介護レセプトデータ
- ・介護認定調査票
- ・健診／検診データ（国保・後期高齢者／がん検診・歯科検診（本市実施分））
- ・被保護者調査のための行政記録情報
- ・予防接種の接種状況
- ・救急隊出動情報及び傷病者情報
- ・転入・転出・死亡日等

※本システム及びデータの詳細は下記ホームページをご覧ください。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a15830/kenko/souzoutoshi/health-care-system2.html>

### (2) 研究公募の目的

本システムからデータを提供し、得られた研究成果から科学的根拠に基づく本市保健事業等を推進し、健康寿命の延伸や健康格差の縮小による市民の健康増進等を目指します。

## 2. 公募概要

### (1) 申請要件

下記①～⑥の要件を全て満たし、2024年4月1日時点で日本国内に拠点を有する学術機関及び医療機関。

- ① 申請機関内に倫理審査委員会（「研究倫理審査委員会報告システム（厚生労働省）」に登録済み）が設置されている。
- ② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第

225号)に基づく更生手続き又は、再生手続きを行っている者でないこと。

- ④ 企画提案時において、神戸市指名停止基準要項に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑤ 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条に基づく、除外措置を受けていないこと。
- ⑥ 所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、県税、市県民税等、これらの税金を滞納していないこと。

## (2) 公募テーマ

下記①～③のテーマのいずれかに該当する研究提案を募集します。

なお、最終的に採択する研究は、原則1テーマにつき1件、最大3件とします。

- ① 子宮頸がん予防（子宮頸がん検診、HPVワクチン接種）に向けた、市民（検診未受診者、ワクチン未接種者等）へのアプローチ方法に関する研究  
（神戸市における研究活用例）  
子宮頸がん検診、HPVワクチン接種の傾向（地域性、経済状況等、両者の関連性等）を分析することで、未受診者（未接種者）の傾向を把握し、今後の受診率（接種率）向上にむけ市民への啓発に活用します。
- ② 本市における圏域別（行政区・学校区）の健康状態の将来推計、および健康寿命延伸に向けた施策やその重点ターゲットとすべき地域・ハイリスク層を明らかにする研究  
（神戸市における研究活用例）  
ハイリスク層の将来推計について、圏域単位でハイリスク層が今後どの程度増えていくかを分析する（将来人口推計との掛け合わせ分析）などが想定されます。特に、アプローチが必要な圏域・属性を明らかにすることで、神戸市における健診受診率向上施策や医療機関受診勧奨施策の検討に活用します。
- ③ 増え続ける救急需要対策に資する研究  
（神戸市における研究活用例）  
軽症者や転院搬送における救急搬送事例の検証等により、増え続ける救急需要の対策等に活用します。

## (3) 研究実施期間

倫理審査委員会承認日から原則3年以内（本市倫理審査委員会承認日を起点とする）とします。但し、本市が必要と認めた場合に限り、延長できるものとします。

#### (4) 費用負担

研究実施に係る一切の費用は申請機関による負担とします。なお、本市から申請機関へのデータ提供は無償で行います。

### 3. 申請手続きと研究実施に係るスケジュール

#### (1) 申請方法

##### ① 公募期間

2024年6月12日（水曜）～8月8日（木曜）

##### ② エントリー期間

2024年6月12日（水曜）～6月28日（金曜）

※当該期間までにエントリーがない場合は、事前相談以降の手続きに進めないものとします。

##### ③ 申請書類等

- ・エントリーシート（様式1）
- ・公募申請書（様式2）

##### ④ 事前相談

申請機関は、公募へエントリーした後、必ず事前相談を実施してください。  
研究の実現可能性や提供データ等に関する確認を行い、申請書類の追記・修正等をお願いする場合がございます。

##### ⑤ 提出方法

エントリーシート及び申請書は、神戸市健康局政策課（データ利活用担当）へ電子メール（[hcd@office.city.kobe.lg.jp](mailto:hcd@office.city.kobe.lg.jp)）にてご提出ください。

##### ⑥ 今後のスケジュール

内容	日程
研究公募期間	2024年6月12日（水曜） ～8月8日（木曜）17時まで
エントリー期限 ※当該期限までにエントリーがない場合は、事前相談以降の手続きに進めないものとします。	～6月28日（金曜）
事前相談	2024年7月3日（水曜） ～7月19日（金曜）
公募申請書 提出期限	8月8日（木曜）17時まで

選定審査（データ活用検討会） ※申請者の方からプレゼンテーションを行っていただきます。	2024年9月（予定） ※詳細が決まりましたら別途お知らせします。
選定結果通知	2024年9月（予定） ※申請書に記載のメールアドレスへ通知します。

## (2) 審査方法・審査基準

- ① 本市職員で構成する「データ活用検討会」において審査を行い、最大3件を選定します。
- ② 審査にあたって、申請者によるプレゼンテーションを行っていただきます。日時等の詳細は、別途お知らせします。
- ③ 研究の選定にあたっては、研究内容が本システムの事業目的および公募テーマに即しているか、研究方法が具体的かつ適正であるか、市民の健康課題の解決に資するものか、施策への活用が期待できるか等の観点で総合的に審査します。
- ④ 評価の視点は以下のとおりです。詳細は別紙「評価基準」を参照してください。
  - (ア) 研究内容【25%】
  - (イ) 研究方法の具体性・実効性【30%】
  - (ウ) 期待される研究成果【30%】
  - (エ) 研究体制【15%】
- ⑤ 審査の結果、評価点の合計（以下「総合点」という。）の原則各テーマ上位1件を選定します。  
※各テーマの応募状況により、1テーマ上位2件以上選定する場合があります。
- ⑥ 応募研究が1件であった場合は、総合点が6割以上であれば選定します。
- ⑦ 総合点が同点の者が複数いる場合は、原則として「(ウ) 期待される研究成果」の評価点が一番高い応募研究を選定します。

## (3) 倫理審査委員会による承認

データ提供にあたっては、データ活用検討会において採択された申請機関は、各機関に設置された倫理審査委員会（「研究倫理審査委員会報告システム（厚生労働省）」に登録済み）及び、「神戸市保健事業に係る研究倫理審査委員会」の双方の承認を得る必要があります。なお、双方の倫理審査委員会の承認が得られない研究には、データ提供を行えません。

【参考】神戸市保健事業に係る研究倫理審査委員会

<https://www.city.kobe.lg.jp/a15830/shise/committee/hokenfukushikyoku/rinrishinsa/index.html>

#### (4) データ提供に係る覚書の締結

「神戸市保健事業に係る研究倫理審査委員会」にて承認された後、データ提供に係る覚書を締結します。

##### 【特に確認いただきたい留意事項】

- ① 本市から提供するデータは、申請機関が当該研究を実施するために必要な範囲内でのみ利用することを許諾し、提供データを第三者へ提供・開示・漏洩することを禁じます。データの利用範囲については、事前に研究計画書に研究協力者（共同研究者）等として定められた範囲に限るものとします。
- ② 申請機関は、提供データを他の情報と明確に区別して善良な管理者の注意をもって管理・保管するとともに、個人情報保護法やその他法令及びガイドラインを遵守した取り扱いが必要です。
- ③ 提供データの利用に基づき生じた発明、考案、創作及び営業秘密等に関する知的財産権（研究成果等）は、申請機関に帰属します。ただし、上記知的財産権は本市の政策実現のために、本市が無償で利用できるものとします。さらに、申請機関が上記知的財産権を活用して商品・サービス等を開発する場合は、提供データが当該商品又はサービスの開発に不可欠な貢献をしたことを考慮し、本市が当該商品・サービス等は無償で利用できるものとします。
- ④ 研究実施期間終了後又はデータ保管期間終了後は、速やかに市が指定する方法で提供データを全て削除又は消去が必要です。

#### (5) データ提供

覚書締結後、神戸市が委託するデータセンターより「本人限定受取郵便」にてデータを郵送します。データの送付先については、可能な限り常駐者がいる住所を指定してください。データを受領した際には、受領した旨を電子メールにて、神戸市及びデータセンターへご連絡ください。

#### (6) 中間報告書の提出・中間報告会の実施

研究実施期間が複数年にわたる場合は、2025年7月に進捗状況及び分析結果に関する中間報告書を本市へ提出してください。以降、毎年3月に同様に中間報告書を本市へ提出するとともに、本市へ中間報告会を実施してください。

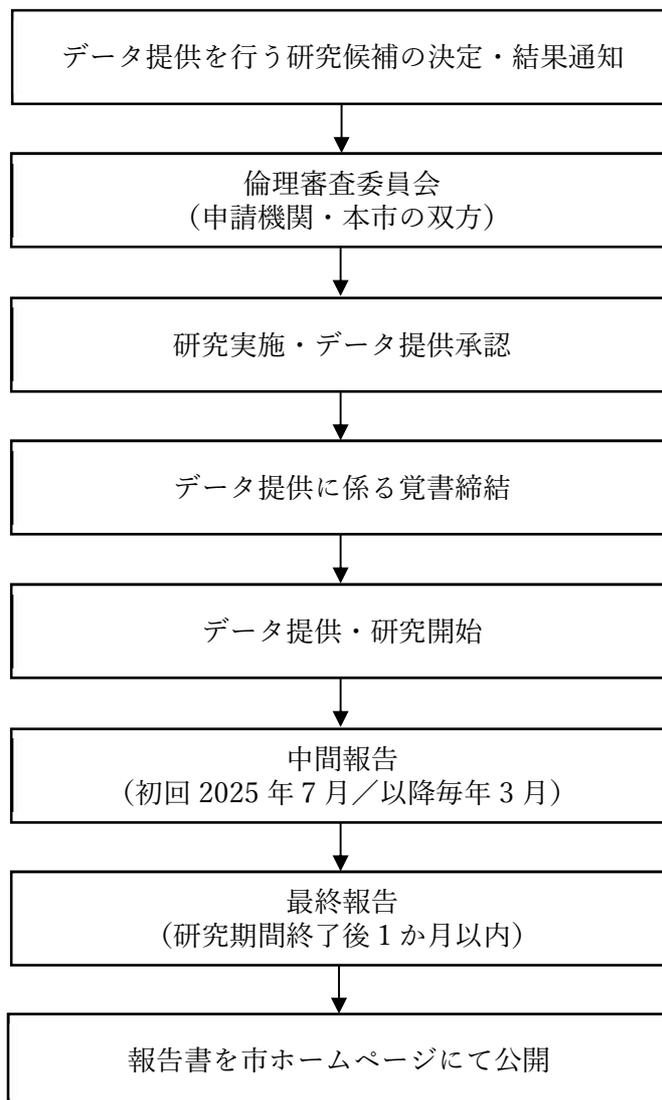
【提出書類】 中間報告書

#### (7) 最終報告書の提出・最終報告会の実施

研究実施期間終了後1か月以内に、研究成果報告書（本市報告用と本市ホームページ公開用（概要版）の2種類）を本市へ提出するとともに、本市へ最終報告会を実施してください。なお、報告書（概要版）は、市民向けに本市ホームページへ掲載します。

【提出書類】 最終報告書（本市報告用と本市ホームページ公開用（概要版）の2種類）

【参考】審査結果通知後のスケジュール



4. 問い合わせ先・申請書提出先

神戸市健康局政策課（データ利活用担当）

e-mail : [hcd@office.city.kobe.lg.jp](mailto:hcd@office.city.kobe.lg.jp)

## 評価基準

評価項目	評価事項	配点
研究内容 (100点)	研究内容が本システムの事業目的に沿っているか	40
	研究内容が公募した研究テーマに即しているか	40
	提供希望データの範囲は適正か	20
研究方法の具 体性・実行性 (120点)	研究方法が具体的かつ適正か	60
	実施計画が具体的でスケジュールに無理がないか	60
期待される 研究成果 (120点)	市民の健康課題の解決につながる研究であるか。	60
	施策への活用が期待できるか。	60
研究体制 (60点)	レセプトデータなどの分析が可能な体制(研究人員体制、個人情報の管理体制、研究機材等)であるか	40
	研究分担者との役割分担が適切か。	20